

1. 件名:MHI 原子力研究開発株式会社の核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請に係る行政相談
2. 日時:令和6年1月23日(火)10時00分～11時00分
3. 場所:原子力規制庁10階会議卓 ※テレビ会議により実施
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門  
立元管理官補佐、本多主任安全審査官、水野係員、瀬尾係員  
MHI 原子力研究開発株式会社  
安全管理部長 他4名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料  
・NDCの核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	令和 6 年の 1 月 3 日ですね、
0:00:09	失礼いたしました。上地原子力研究開発株式会社の核燃料開発物質使用施設等の保安規定の変更。
0:00:20	文化申請に対に関わる行政相談を始めさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。
0:00:27	お願いします。
0:00:31	それでは、よろしいでしょうか。
0:00:35	MHI検証研究開発株式会社安全管理部海老原より進めさせていただきます。
0:00:42	はいそれではですねトーン。
0:00:46	証書に従いまして
0:00:49	ご説明申し上げます。
0:00:57	余裕の方は入れてますでしょうか。
0:01:02	原子力規制庁でございますはい。衛藤。
0:01:04	映っております。ありがとうございます。
0:01:07	はいそれではですね、表紙会員に説明させていただきます。NDCの核燃料物質使用施設等保安規定の変更許可申請についてご説明いたします。
0:01:21	続きまして、次のページです。
0:01:25	変更内容は以下の通りです。
0:01:28	①。
0:01:29	放射性廃棄物でない廃棄物の取り扱いに関する事項の追加。
0:01:35	管理区域内で発生する廃棄物に関して、放射性廃棄物等の仕分け等を明確にするため、
0:01:43	放射性廃棄物でない廃棄物の管理方法。江川についての記載を追加いたします。
0:01:49	もう 1 点、業務分担の変更に伴う、職務変更、現在、管理課長の職務としている保守管理に関する業務を、
0:02:00	安全管理部所掌に変更し、施設管理行政グループ長グループ長の職務を変更するとしております。この 2 点が今回申請する内容となります。
0:02:18	続きまして、
0:02:21	にて 2 ページ目ですね。
0:02:26	はい。始めに、
0:02:28	本内容の追加は、平成 25 年に原子力規制委員会で定められました、市町施設等における保安規定の試算値、審査基準の制定について。
0:02:41	記載された使用規則第二条第 2 条の 2、2 項、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:49	機構、宮地清、三谷町第 1 項第 8 号、線量、
0:02:56	衛生業等の保全の事業等に基づき、原子力施設における放射性廃棄物でない廃棄物の取り扱いについて、括弧指示、平成 20 年 4 月 21 日。
0:03:08	原因第 1 号、第 20、
0:03:17	第 21、第 1 号ですね、平成 20 年 5 月 27 日。
0:03:27	要則安全保安院成形、NISA 一々 08-01 を参照とし、保安規定第 33 条に、
0:03:37	本放射性廃棄物が廃棄物を追加する。
0:03:41	次同時に追加内容を示します。
0:03:51	はい。
0:03:52	どうぞ。どうも失礼しました。
0:03:55	放射性廃棄物でない廃棄物、第 33 条の 2、放射線管理グループ長は、3 に区域内において設置された資材等、または、
0:04:05	使用された物品を核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもので大廃棄物以下、放射性廃棄物でない廃棄物、
0:04:17	というポスト搬出する場合は、次に開ける事項を確認する。
0:04:24	4 ページのですね、1、設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用利益設置状況の費用。
0:04:38	記録等による汚染がないこと、なお汚染された資材等については、保全運用、特定分離を行った場合、汚染されていない部位について適切な測定方法により、
0:04:50	放射線測定評価を行い、そ汚染が主な汚染がないことを確認した上で、それ以後に不適切な汚染防止対策、使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。
0:05:05	2、
0:05:06	使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記憶等により汚染がないこと。
0:05:16	なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていなかった物品については、適切な測定方法により、放射線測定総評価を行い、
0:05:27	汚染がないことを確認した上で、それ以降に、適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の各管理が行われた場合には、その規則等により汚染がないこと。
0:05:40	3、放射性廃棄物大廃棄物として搬出するまでの間、
0:05:45	他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。
0:05:51	病院、適切な測定方法によって放射線測定を行い、測定結果がバックグラウンド変動を考慮した。
0:06:00	理論検出値、二番検出します。理論検出限界曲線の下、検出限界値未満であること。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:10	すいません。補足ですがウワダイです。ちょっと理論値限界曲線を書いておりますが、正しくは、ギブン均質限界曲線となります。よろしくお願ひいたします。
0:06:26	次のページいきます。第5増職務に関して、管理課長の職務である以下の事項を、保守管理業務の一元化を目的に、
0:06:37	安全管理初層に変更し、管理課長及び施設兼管理グループ長の職務を変更する。また、所掌変更により、所管部門が管理部から安全管理で変更されるため、
0:06:50	変更に伴った記載の見直しを行う。
0:06:53	管理課長から施設管理部長へ変更する職務事項として、1、周辺管理区域の維持及び立入制限に関することに、
0:07:05	通報連絡設備所長は消火設備並びに火災警報装置の保守に関すること。
0:07:14	以上で資料の説明を終わります。
0:07:27	原子力規制庁の清です。ご説明ありがとうございました。疑義。
0:07:40	少々お待ちください。
0:08:03	原子力規制庁そうですね、それでは質問委員移らせていただきたく存じます。
0:08:15	えっとですね等、今回1保安規定の変更認可申請を予定しているということを伺っているんですけども、ちょっと
0:08:26	変更申請を、
0:08:28	を記念する経緯といいますか、そして並行申請。
0:08:35	それもちょっと行きだっただけということをちょっとお聞きしたいんですけども。
0:08:39	よろしいでしょうか。
0:08:53	今は原子力規制庁のセオですとこちらの設計、
0:09:03	結構聞こえてらっしゃいますでしょうか。
0:09:07	NACマチダでございます。はい。聞こえております。では水木ただいまのご質問、社長に田崎審議ということですね。
0:09:18	ご説明したいと思います。まず1点目のですね、戸崎廃棄物でない廃棄物の取り扱い。これの規制カーにつまましてはですね。
0:09:29	NRですけども、このNRの規定っていうのは、本来でしたら、本規程審査基準の全面改定の時に盛り込まれて、
0:09:42	その際に規定されておったんですけども。
0:09:46	当Gの規制庁さんとのヒアリングの中でですね。
0:09:51	構築物数の解体計画がない。
0:09:55	ということですね、当面は基地指定しないNRA規定しない方法としたいと。
0:10:01	ということで了解してここまで来たわけでございます。
0:10:06	ただそういった中ですね、今度ドックにつまましてはですね、やはり施設の老朽化等に伴って、この設備の更新ですとかですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:16	そういったものが、これから計画されて参りますので、直近の例としてはですね、 先般の被害等の変更申請の際にはですね、
0:10:27	その装置の解体撤去がございまして、これは非該当でしたので、坂地点の対象内 ではございますけれども、
0:10:35	ヒアリングの中ではですね、NR相当のものについては、
0:10:41	本院の概要に沿って措置しますということをお話させてもらった次第でございま す。そういった経緯もあってですね、やはりこれからは、
0:10:51	MRはしっかり保安規定に規定すべきだという考えに至りましたので、今回変更し たいという、追加したいというところでございます。
0:11:02	新田三留の業務分担の変更につきましてはですね、今般こういった業務所掌の変 更を予定しておりますので、変更したいというところでございます。
0:11:14	ちょっと協議といたしましては以上でございます。
0:11:26	あれ、所長の方ですありがとうございます特にNRの方は
0:11:32	共著町内部門間でちょっといろいろ情報、
0:11:37	交換とか提供っていうちょっとされていまして、
0:11:44	高橋部門の方からね、いろんなアドバイスっていうか、
0:11:49	助言があったやに聞いておりまして、
0:11:54	で、きっかけはそれ、企画今、ANAさんから説明あったこと。
0:12:02	なのかもしれませんけども。
0:12:05	主犯としてちょっと一応こう理解してるのは監視部門からの助言アドバイスが、
0:12:15	あとシステム内というふうにとらえてまして、
0:12:19	もし差し支えなければですけども、監視部門からは、どんなことを、アドバイス助 言、
0:12:30	されて、
0:12:32	MHIさんとしては何が不足で、そういったアドバイスに至ったのかっていうふうに、
0:12:39	お考えなのかってちょっと簡単に結構なんで、ちょっとご説明いただけますか。
0:12:54	もうこの経緯があるんですよ。
0:13:01	安全管理上のサトウと申します。私の方からちょっと先ほどですね、本多さんのお 話、質問に対してちょっと回答させていただきたいと思います。
0:13:12	ちょっと先ほどですね監視部門の方さんの方からですね、いろいろと
0:13:18	に関しての調査依頼があったということで、10月の20日、20日、すいません、11 月の10日ですね、監視部門の方が本庁からいらっしやいまして、
0:13:31	その際にですね、41条該当施設で、保安規定にMRを規定してないのは、エヌ・ピ ー・シーさんだけ必要というようなお話がございました。
0:13:44	それまではですね、下部規定にもう応じてですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:49	このガイドラインに沿った形で何とかやってきてはいたんですけども、やはりちょっとそこまでNRという、
0:14:00	中身までですね、府見ることができてなくてですね、いろいろと
0:14:08	監視部門の方から調査ということでいただきました。
0:14:12	過去5年にさかのぼってですね、そういったことで管理区域外に出して廃棄したものについての調査ということで、いろいろと、
0:14:22	100数十件ぐらいあってですね、それに対して、どういった形で、我々として判断してたっということですね、回答させていただきます。
0:14:34	それを最終報告したのが12月の20日ぐらいでしたかね、と思います。それ以降ですね、本庁さんの方でいろいろと、
0:14:47	審査、審議をしていただきまして、結局はですね、パフォーマンスの劣化が若干見受けられたんですけども。
0:15:00	それ以上のですね、軽微であってですね、追加の要求はなしということで話をいただきました。
0:15:08	その際にもですね、やはりエヌ・ピー・シーとしても、先ほど松下の方からもございましたように、今後いろいろとそういった物品が配布されるっていうことは、予想っていうか、されますので、
0:15:22	きっちりと、今回ですね、このMRIについて保安規定に規定してですね、さらには下部規定の方で、具体的なやり方について定めていこうということで、
0:15:36	記者としてですね、今動いている状況でございます。
0:15:40	以上がですね大体経緯でございます。
0:15:47	町長の方で説明ありがとうございました。かわし部門。
0:15:52	戸塚さんにお伺いして調査をやられていたと。
0:15:57	いうことと、NECさんからはそういった過去過去に、その下部規定でね、もともとやっていたことに対してどういう措置をとってましたかってことをその調査のときにご説明いただいた御説明を、
0:16:14	した上で、
0:16:15	さらに、報告したんですが、後日報告したところですかね、教育に理解いたしました。
0:16:21	ありがとうございました。今まさに下部規定で従ってやっていたという事実はあるものの、まさに今のご説明の中でも、
0:16:35	そうなんすべきかっていうようなね、ご発言もあったかと思うんですけども。
0:16:41	今日はね精査じゃないのでいいんですけども
0:16:46	そういった、今まさに調査に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:51	調査にこられて、NGさんみずからがここ、パフォーマンス劣化だっているふうに気づかれたというかこう感じたこと。
0:17:01	に対しても、今回の保安規定の中で、
0:17:07	条文化するっていうのは非常に難しいのかもわかりませんが。
0:17:12	そういった気づきとか指摘、助言アドバイスされたっていうことを踏まえた保安規定編作り。
0:17:21	ていうのはなされるべきかなと思ってます。
0:17:25	資料のご説明の中でやっぱ審査基準ではね。
0:17:29	過去のNISAの現象に従って、MRについては定めなさいっていうようなことであるもののそれに加えて、
0:17:40	UD参事牧が築かれたこと、或いは稀そのアドバイス助言されたことも
0:17:48	非常に言葉とか条文にするのは難しいのわかりませんがそういった観点での条文づくりっていうか、変更内容の申請にさせていただければなと思っておりますけどもいかがでしょうか。
0:18:02	ちょっとすいません長々とちょっとよくわかりづらかったかわかりませんがいかがでしょうか。
0:18:10	はい。吉井町田でございますけれども、どうもコメントありがとうございました。
0:18:17	それで、ただいまですね、そういったアドバイスとか、その辺から我々のその改善、こういった姿勢をですね、条文の俗にするというのはなかなか難しいところがあって、
0:18:33	この条文のところはですね、やはり深さ等もちょっと横並びしながら見ていくんですけども、やはり申請者としてはですね、変更の理由としてですね、そういった内容を明記していきたいと。
0:18:46	っておりますけれども、それでいかがでしょうか。
0:18:56	先生と野田さんのご説明ありがとうございます。変更の理由もやねそこまでは、
0:19:02	他部門、ちょっと言い方変ですけどそういったアドバイス助言の話は別に必要なくて、
0:19:10	変更の理由については単にそういった、
0:19:15	NRとして処理しなきゃいけないような、
0:19:18	作業が発生しし得ると、発生し得ることから、あらかじめ保安規定で、
0:19:25	規定するってことだと思うんでそこは理由の基本でそこをし触れる必要はないかと思えます申し前に、
0:19:35	必要に必要性が生じたから、
0:19:39	やりました。
0:19:40	ただ、まず私が申し上げたのは今後のその申請された後のね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:45	面談の中で、面談資料でこういったことを制限すると制限していただくとか、この
0:19:53	をいただけるのかなというふうなちょっとつもりで申し上げました。
0:20:00	税理士松浦でございます。了解いたしました。
0:20:04	余剰分はちょっと確率的なものになりますので、今後の面談の際にですね、いろんな反対市場ですとか、審査基準との整合とかですね。
0:20:16	いろんな対照表類をお作りして、それで臨むということになりますので、そういった中で、こちらの姿勢を証明していきたいと思えます。
0:20:28	以上です。
0:21:13	返礼品面でございますけれども、こちらの方もお声聞こえてますでしょうか。
0:21:20	原子力規制庁の櫻井で聞こえております。
0:21:48	侵食規制庁補正です。
0:21:50	衛藤先ほどの変更内容の①ですねMRIについての記載の、
0:21:57	経緯についてご説明ありがとうございました。こちらの都丸の方の業務分担の変更に伴う職務変更についての経緯をお聞きしておい、よろしいでしょうか。
0:22:12	のため、
0:22:21	安全管理上のタケダと申します。今2点目の変更の背景についてご説明させていただきます。
0:22:29	職制ん、今、管理物管理課長の業務を変更するということになってまして異常これ実態に合わせた運用変更ということになります。
0:22:40	現実的に管理課長からですね施設管理部長に依頼があつて、実質的には移設管理ループが、①②はやるというやって、実態の動きとしてやってるんで。
0:22:54	実態に合わせて、こちらの内容を変えるというふうな背景になります。
0:22:59	ちょっと補足的に言いますと、これに移行してですね地域指定関係ですね丸一でいくと、達成に関わる件に該当してしまうので、
0:23:09	そういったPP規定の改定と変更申請の今並行して動いておるところですんで申請の方はですね後1点、昨日の申請も終わって、
0:23:19	学生の管理についても、管理部の方から、安全管理に移るといったちょっとそういった背景もあつて、それに合わせて保安規定の方も変更するという流れに会計になってます。簡単ですけど、以上です。
0:23:37	原子力規制庁の瀬尾です。ご説明ありがとうございました。承知いたしました。
0:23:42	変更ということで承知いたしました伊藤。
0:23:50	稲見江藤。
0:23:55	この業務分担の変更に伴うその職員変更というのはこうなんですかね。7月から適用されるものといえますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:24:07	7月、社内的にはですね7月末ということで、できればこの本規定についてもですね3月。
0:24:19	この委員会を目指して進めていきたいといったところの背景がありますが、同App規定の方もそういった動きで今、実際動いてるという状況になってます。ちょっと時間ないところ勝手な事言いまして申し訳ありませんがそういった状況になってます。
0:24:36	原子力規制庁セオですが、4月、4月付芦屋スタジオ
0:24:41	全国の搬送の変更をしようとか、する方針だということを承知いたしました。
0:24:58	原子力規制庁そうです。それではですね後、質問は変わるんですけども、5ページ目にありますこれも業務職変更についてなんですけれども。
0:25:11	保守管理業務の一元化を目的に、
0:25:15	安全管理部署商品不変講師という部分について、一元化についてちょっと、
0:25:22	どういった、もう大分引越すしてご説明していただいて、していただいてもよろしいでしょうか。
0:25:30	はい。
0:25:32	はい。安全管理部の竹田の方からご説明いたします。保守管理業務の一元化っていうことで、そもそも安全管理部の施設管理グループというのがございましてそこが、
0:25:45	保守管理っていうの全般を所掌してますんで、そこから外れてるのが通報連絡設備とか消火設備、火災、
0:25:55	警報設備の保守っていうのはこれは管理課の所掌になっておりまして、それも一緒に安全管理部の中で行うことで一元化ということ。
0:26:08	投資をしさしていただいています。
0:26:12	以上です。
0:26:21	原子力規制庁布施です。一応、ご説明ありがとうございます。
0:27:30	大丈夫、原子力規制庁そうです、すいません、ONR、
0:27:38	もう記載の追加についてなんですけれどもこちら今回保安規定の方変更をなされるということで、ただ一応
0:27:49	一応今まで、現在まではその下部規定の方、
0:27:53	対応していたということなんですけれども、今回の変更に伴って、下部規定の方も、
0:28:00	変更されるという古藤。
0:28:03	認識でよろしいんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:07	はい。安全管理部の佐藤でございます。はい。おっしゃる通りでございます、下部規定の方もですね、一応このガイドに基づいた考え方というのは中身、中にはですね、入ってはいるんですけども。
0:28:23	本市でですね、ここきっちりとNRAの方について、各記載するという事になればですね、これに応じた下部規定。
0:28:33	実際の具体的な事項についても記載する必要がございますので、下部規定の方についても改定をする予定でございます。以上です。
0:28:46	原子力規制庁の瀬尾です。ご説明ありがとうございますと下部規定の方も、今回の変更に応じて、
0:28:55	改定するということ承知いたしましたありがとうございます。
0:28:59	NGマチダでございますけれども、ただいま回答に1点補足させていただきますとですね、今般許可いただきました審査の中にもありますようにですね。
0:29:12	基本規定は該当施設だけなんですけれども、家族亭の方は、すべて非該当を含めた施設になりますので、この適用は該当被害等を含めたすべての核燃料施設を対象ということになります。以上でございます。
0:29:36	規制庁清です。補足ありがとうございます。的場井藤被害等も含む。
0:29:42	保安規定の方は変更ということで承知いたしました。ありがとうございます。
0:30:12	規制庁の本多です。ありがとうございました。職務変更のところでちょっとこれはそれをちょっとさわりだけでいいんですけど管理課長からグループ長へ。
0:30:25	職務が移るわけですけども。
0:30:28	ですから管理課長はその核燃料物質の保安管理の体制からも完全にこういなくなるっていうイメージになりますか。
0:30:40	安全管理部の武田です。今、今日のご説明あった話で、管理課長が今の歩車の船着核燃関係課における河成とするわけではなくてですね。
0:30:54	現在のこの文章の中で、
0:30:58	次の業務を行うというのがありまして五つの業務を行ううちの二つを打つということなんで、すみません抜けるということにはなりません。
0:31:10	規制庁わかりました。ありがとうございました。
0:31:26	何か。
0:32:32	原子力規制庁の想定です。
0:32:34	衛藤。
0:32:37	今回のこの
0:32:39	保安規定の変更についてなんですけれども申請時期について伺ってもよろしいでしょうか。
0:33:09	聞こえますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:11	原子力規制庁先生はい聞こえております。
0:33:14	NEC蛸原です。来週 1 月エンドを目標に提出を進めたいと考えております。
0:33:32	原子力規制庁サービス来週となりました。はい。来週ですね。はい、承知いたします。
0:33:57	規制庁の本田ですご説明ありがとうございますで、申請された後にね申請内容、こうこう、その申請書をベースにこう、こういった情報をくっつけますとか、どうしてこういった情報にしましたとか、
0:34:12	変更後こうなりますっていうのは面談でね確認させていただくんですけど、本規程ではちょっと特殊な面談資料を作っていたらというのをご存知ですか。
0:34:27	土肥主査、エヌ・ピー・シーのウグダイです。前回の保安規定の認可申請を参考に、それぞれの対象を作っております。
0:34:39	まず 1 点目が保安規定等、確認用物質の使用許可との退出というか、条文が整合性がとれているかといったところの資料が 1 点。はい。1 点が、
0:34:53	本規程等、規定の審査基準、あとは主要規則、それぞれに条文が合っているか、整合はとれているかという資料を作るということを認知しております。はい。
0:35:09	何かねちょっとこれ後で、ちょっとこちらからこういったものですねこのURL送りしようと思うんですけど。
0:35:19	下の確認事項ということで保安規定に何かこう規定すべき何とかがあっていうこう整理表があつてその前三つあんですよ、全部で。
0:35:30	三つあります。そういうことと認識していただいと。わかりました。はい。ちょっとあれです。
0:35:38	すいません。どうぞ。それからIPをどうぞ先に。
0:35:42	あと、あれでSSSのに、そうですねはい。おっしゃる通り、杉江末岡さん。
0:35:50	はい。
0:35:51	それで、ちょっと不安、競技興味深い写真変更許可もやられてるかちょっといろいろ、ご理解いただけると思うんですけど、
0:36:03	変更前変更後ってのはちょっとこう、
0:36:07	比嘉二見対比へと、これはベンダー資料の話ね、面談しの説明資料の話で。
0:36:15	その変更前はこうなんちゅうか、別に左右対称にする必要はないんだけど、例えば、
0:36:25	NRの話だったら、もう、
0:36:31	会議で説明の中で下部規定はもともとあつてそれに従ってこれまでやってましたっていう話があつたと思うんですけどそれとの関係っていうかね。
0:36:41	今回規定にはこういった条文が、ずらずら書かれてまして、保安規定ではこうなります。ちょっと保安規制の方が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:52	バラツクの条文の粗さということではないのかもわかりませんが、わかりませんけど。
0:36:58	会計では、現状の現状の改革をしていますっていうことの御説明とかあと資産会社の、
0:37:08	メックは、
0:37:09	もう1個その組織変更では、管理課長がやってた仕事がすぐグループ長に移るわけだから、単純に言うとその仕事量が増えるわけですよグループ長としてはね。
0:37:24	はい。はい。このふうするわけじゃないか。なんか実質は結局グループ長に依頼してたって話だからいいんだけど実質はそうなのかもわからないけど。
0:37:34	保安規定書の管理課長をやることになってるわけだから。
0:37:37	そのグループ長にとっても、十分
0:37:42	変な技術的能力っていうのかな、そのグループ長に移ってもそういった知識とかん時そこは十分持ってるので、管理課長から移っても大丈夫です。
0:37:55	管理課長はこの子。
0:37:58	昨年の保管理体制から消えるのではなくて、残りの仕事を引き続き行うんできていうことがわかるようなこれこそまさになんちゅうか左右に、
0:38:12	治療の難しいですね何か矢印とか使って、この仕事が、
0:38:17	グループ長に移ります。
0:38:19	この仕事はグループ長に移りますっていう何ちゅうのか、左右で。
0:38:23	比較対照できるようなものがイメージとしてあるんですけどもちょっとそこはもうごめんなさい口ですぐ御説明になっちゃうんで。
0:38:33	NDCさんのこれまでの、
0:38:37	資料づくりのノウハウっていうかね生かしていただければいいと思うんだけどちょっと知りたいのはそういった、
0:38:44	知りたいところかつこちらから確認したいのはそういったところなので、ちょっと
0:38:50	申請と同申請。
0:38:53	申請書の作成と同時にそういった資料作りのも並行してやっていただけると、助かります。
0:39:02	4月1日から新しい組織をね、やっていきたいっていうご意向は尊重してからその希望は注がないといけないので、実質も時間がほとんどもう二つぐらいしかないんで。
0:39:17	その申請書の申請に向けた作業を、それから、
0:39:21	面談し審査、審査の本番に向けた作業を同時並行でやっていただければなと思っております。
0:39:31	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:34	ANAの原です。ご助言ありがとうございます。つきましてはちょっといただいた今ご助言に伴いまして少しちょっと日程をですね、
0:39:45	調整させていただいて当ダイエーと2月の第2週。
0:39:52	あたり5日の週ですかね。今ちょっとその申請書に、面談に向けた資料作成っていうのはまだ完璧にできてないところなので、さっきご助言いただいた3点目の資料の作成といったところで、
0:40:06	ちょっと飛行機公開版と公開版の資料、それぞれ作成するといったところを考えると、すみません衛藤先ほど、1月末というお話をしたんですが、この出資金多分、
0:40:18	できるのが、5日の週になるかなと考えております。
0:40:24	規制庁の方の、それはあれですかその申請等、振り出しを同時にお出しするつもりって意味合いですか。
0:40:40	えっとですね、申請をした後に次のメンツできる資料作成ということで、なるほど。ABC参事の準備ってことです。
0:40:51	はい。申請だけで考えたら、今言ったように、あれですかね。1月の最終申請だけであれば、うん。29の中でもできるかなと考えてます。
0:41:03	申請その伊勢連番資料作りで申請の時期が後に延ばされたってのはちょっとこちらの、
0:41:12	ゴミじゃないので、
0:41:15	そこはご判断おまかせしますけど、とにかく4月1日っていうことであればちょっと時間も少々ありませんよってことだけちょっと。
0:41:25	申し上げますじゃ。はい。はいありがとうございます。ありがとうございます。
0:42:09	原子力規制庁さんです。
0:42:12	ちょっとこちらからの藤君事項は以上となりますが、
0:42:18	MDCさんからの方の確認事項等ございますでしょうか。
0:42:25	NECLRです。NTCの方からは確認事項はございません。
0:42:32	院長規制庁セオです承知いたしました。
0:42:44	原子力規制庁そうです。それぐらいと。
0:42:49	本日は行政相談の方へ終了させていただきたいと思います。本日はありがとうございました。
0:42:56	ありがとうございます。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。